

令和 年 月 日

保護者様

(年 組 番 さん)

下諏訪向陽高等学校長

出席停止についてのお知らせ

連絡のありました感染症は、学校感染症に指定されています。症状の悪化予防ため及び他の生徒への感染予防のため学校保健安全法の規定により出席停止を指示します。

出席停止の期間は医師の指示に従ってください。治癒し登校する時は、主治医に下記の治癒報告書を記入していただき、学校(担任)に提出してください。なお、この場合の欠席は欠席日数に入りません。

治癒報告書

下諏訪向陽高等学校長 様

年 組 番 生徒氏名

1 病 名

2 発病及び治癒年月日

発病: 年 月 日 治癒: 年 月 日

上記の学校感染症は、治癒しましたので登校してもさしつかえありません。

記載日 年 月 日

医療機関名・住所

医師氏名

裏面:学校感染症と出席停止の基準

提出先:家庭→学校(担任→保健室)

【学校記入欄】出席停止期間 年 月 日 ~ 月 日

学校感染症と出席停止の基準

(2023.5.8現在)

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、及び鳥インフルエンザウイルス(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1 であるものに限る。)、中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルスであるものに限る。)	治癒するまで
	病名	出席停止期間
第2種	インフルエンザ(H5N1 を除く。)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後、2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後、3 日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹	発しんが消失するまで。
	結核	症状により、学校医・その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
*ただし、第二種については病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められた時は、この限りではない。		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により、学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。